

Title	漢代の非官営論
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.427(1)- 443(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19091200-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

活版 凸版 寫真 電氣 活字 鑄造 印刷 彫刻 帳簿 裝釘 銅版 石版

合資社會東京國文社

東京橋區宗十郎町五十番地
電話新橋(三二五)九番

三田學會雜誌 第二卷第五號

論 說

漢代の非官營論

田中萃一郎

前後西東漢代四百有餘年間の英主の一人たる世宗孝武皇帝は西紀前八七年を以て崩御したが之に先て皇子弗陵を皇太子に立て、大將軍霍光、丞相車千秋、御史大夫桑弘羊等に少主の輔導を委託した。皇太子即ち孝昭皇帝、即位の時年僅に八歳であつたが爲め、政事は一に霍光の方寸より出でたのであるが、始元六年西紀前八一年に諫議大夫の杜延年から建議に出たので霍光はその言を納れ、詔書を下して丞相御史をして郡國より擧げた賢良文學の士に向て、民間の疾苦する所と教化の要旨とを問はしめた。文學の答は皆鹽鐵、酒權、均輸を以て民と利を争ふとを非と

漢代の非官營論

2
するの點に於て、即ち官營を非とするに於て一致して居つた。桑弘羊は此れ國家の大業にして四夷を制する所以、邊を安んじ用を足すの本廢す可らずとて反駁したが、霍光は賢良文學の議に従て同年の七月に權酷官を罷めた、即ち酒の官營を罷めた。桓寬の選述に係る鹽鐵論は當時の討議を録した者で、四庫全書簡明目録には所論者食貨之政、而諸史皆列之儒家、蓋古之儒者、主於誦法先王、以適實用、不必言心言性、而後謂之聞道也、と評して、子部の儒家の類に收めてある。要するに儒家の見地より立てた非官營論であるが、抑も當時の官營とは如何なるものであつたか。

二

西紀七九年のヴェズーヴの噴火に際して非命の最後を遂げたプリニウスも羅馬に輸入さるゝ鐵のうちで最も上等なのは支那から來るの (sericum ferrum) である。と云ふて、漢代に於ける製鐵業の進歩して居つたことは以て推測せらるゝのである。で製鐵業と製鹽業とを官營にすることは春秋の世に齊の桓公の覇業を翼賛した管仲も既に一度試みたのである。次で漢代に入ってから布衣に胸臆あり人君に吳王あり鹽鐵に由て或は富み或は強く、夙に官營論を生じたのである。貨殖

傳に魯人俗儉嗇、而曹邴氏尤甚、以鐵冶起、富至巨萬、然家自父兄子孫約、俛有拾仰有取、賈貸行賈、偏郡國、鄒魯以其故多去文學、而趨利者、以曹邴氏也、或曰、以興富于臨朐、故曰胸臆とあるは胸臆のこと、吳王濞が海水を煮て鹽と爲し故を以て賦無くして國用益々饒かに、遂に七國と謀を合せて兵を擧ぐるに至つたことは名高い事實である。併し、鹽鐵官を置いたのは武帝の元狩四年西紀前一一九年のこと、初め、齊の大鸞鹽(一)に大煮鹽の東郭咸陽一に東郭偃と南陽の大冶の孔僅との二人が各々産を致して千金を累ねた後、山海之利、廣澤之畜、天下之藏也、皆宜屬少府、陛下不私以屬大司農、以佐助百姓、願募民自給費、因縣官器煮鹽、予用以杜浮僞之路、と建議したので、官より牢盆即ち煮鹽の器を與へた、而して浮食豪民、好欲擅管山海之貨、以致富業、役利細民、故沮事議者、不可勝聽、と云ふ勢であつたから、敢私鑄鐵器、煮鹽者、鈇左趾、沒入其器物、郡不出鐵者、置小鐵官、使屬在所縣することゝした。かくて兩人を擧げて大農丞とし、鹽鐵の事を管せしめ、作官府、除故鹽鐵家富者、爲吏たのである。是は食貨志にも傳へられてることであるが、東郭咸陽と孔僅との兩當業者が自己經營の事業を擧げて官營に移し、以て益々私利を營まんとしたその事情は明白である。

時に秦の大夫の子桑の後裔で洛陽の一商人の子に桑弘羊と云ふ數理に長けた人物があつた。籌算を用ゐず心計に巧であつたと云ひ傳へられてゐる。年十三にして侍中となり元鼎二年(西紀前一〇五年)に孔僅の大農令に擧げらるゝや大農中丞と爲り次で治粟都尉と爲つて大農を領し孔僅に代つて天下の鹽鐵を管することとなつた。桑弘羊は玆に於てか均輸の議を立て商業をも政府の手で營むことにしたのである。と云ふと奇怪なことだと思ふ人もあらうが驚く勿かれ鐵道國有有に冠を加ければその加げ様で當時の均輸と擇ばぬことになり得るのである。史記の平準書には當時のことを叙して弘羊以諸官各自市相與爭物故騰躍而天下賦輸或不償其僦費乃請署大農部丞數十人分部主郡國各往往縣置均輸令遠戶各以其物貴時商賈所轉販者爲賦相灌輸置平準于京師都受天下委輸召工官治車諸器皆仰給大農大農之諸官盡籠天下之貨物貴即賣之賤即買之如此富商大賈無所牟大利則反本而萬物不得騰踊故抑天下物名曰平準天子以爲然許之於是天子北至朔方東到太山巡海上並北邊以歸所過賞賜用帛百餘萬匹錢金以巨萬計皆取足大農と見ゆる。桑弘羊は乃ちこの功績を以て元封元年(西紀前一〇一年)に左庶長の爵を賜つ

たのである。

次で天漢三年(西紀前九八年)の二月初權酒酤と武帝紀に見えてゐるが當時勿論桑弘羊が大司農であつたから必ずやその建議に基いたのであらう。應劭は縣官自酤權賣酒小民不得復酤也と註し韋昭は權謂禁民酤釀獨官開置如道路設木爲權獨取利也爾雅謂之石柱今之略約是也禁閉其事愆利入官而下無由以得有若渡水之權因立名焉と註す是れ即ち現に露國に行はるゝウオツカ專賣と異るとがないのである。平準書に咸陽と僅と弘羊とを併せ評して三人言利事析秋毫矣とあるが殊に桑弘羊は理財の才に長けた政治家であつたのである。但し御史大夫に任せられてから八年の後即ち鹽鐵論のあつた翌年元鳳元年(西紀前八〇年)のことであつた國家の爲に權筭の利を興せることを自負し其功に伐りて子弟の爲に官を得んとして能はず爲に崔光を怨望し左將軍安陽侯上官桀の謀反に與り事覺れて族誅せられた。本書に余結髮束脩年十三幸得宿衛給事輦轂之下以至卿大夫之位獲祿受賜六十有餘年矣とあるからその死するや八十歳に近かつたであらう。

6
桑弘羊並に丞相車千秋に反對して熱心に非官營論を唱へたのは何人であつたか。桓寬は汝南の朱子伯より傳聞せりとて當時豪俊並び進み、四方輻輳したりき賢良には茂陵の唐生、文學には魯の萬生、倫ひ六十餘人、咸な闕廷に聚まりて六藝の諷を舒べ、太平の原を論じたり。知者は其慮を賛し、仁者は其施を明にし、勇者は其斷を見はし、辯者は其詞を陳し、鬪々焉たり侃々焉たりき。未だ詳に備ふることはせずと雖も、斯に略ぼ観る可し矣と云ひ、更に又中山の劉子雍は王道を言ひ、當世を矯めて諸を正に復す、務めて本に反るに在り、直にして微へず、切にして燦せず、絨々然たりき、斯れ弘博の君子と謂つ可し矣。九江の祝生は由路の意を奮ひ、史魚の節を推す、憤懣を發して公卿を刺譏すること介然として直にして撓げず、強禦を畏れずと謂つ可し矣と云ふて。本書に註を加へた明の張之象の序文に見ゆる通り、唐祝、萬劉諸生は何れも孔孟の徒らしく、その所論を讀む時は殊にしかく感ぜらるゝのである。

桑弘羊の匈奴に備ふるの經費を調達するが爲官營事業の必要なるを説くや、文學の答へは古者貴以德而賤用兵、孔子曰、遠人不服則修文德以來之、既來之則安之、今廢道德而任兵革、興師而伐之、屯戍而備之、暴兵露師、以支久長、轉輸糧食、無已、使邊境之士饑寒於外、百姓勞苦於內、立鹽鐵、始張利官以給之、非長策也、故以罷之爲便也と云ふので、要するに仁義を以て國を治め、先王の教を以て天下を平げんとするのである。而して經濟上には農本主義を執り、衣食者民之本、稼穡者民之務也、二者修則國富而民安也と唱へ、理民之道、在於節用、尙本分土井田而已と斷じて、憚らぬのである。隨て商工業は之を蔑視して、國有沃野之饒而民不足於食者、工商盛而本業荒也と云ひ、又商所以通鬱滯、工所以備器械、非治國之本務也と云ひ、商工業の官營を排斥せんとするのである。孟子の所謂上下交征利而國危矣の意を敷衍せるもので、郡國民と與に利を爭ふ時は敦厚の樸を散じ、貪鄙の化を成し、百姓の本に就く者寡く、末に趨く者衆を致す可しとて、官營の害を主張して居る。その荆揚南有桂林之饒、內有江湖之利、左陵陽之金、右蜀漢之材、伐木而樹穀、播粟而播粟、火耕而水耨、地廣而饒材、然後皆窳偷生、好衣甘食、雖白屋草廬、歌謳鼓琴、日給月單、朝歌暮戚、趙中山帶大河、纂四通神衢、當天下之蹊、商賈錯於路、諸侯交於道、然民淫好末、侈靡而不務本、田疇不修、男女矜飾、家無斗筲、鳴琴在室、是以楚趙之民均貧而寡富、宋衛韓梁、好本稼穡、編戶齊民、無不家衍

8
人給、故利在自惜、不在勢居、街衢富在儉力、趣時不在歲司、羽鳩也、と云ふは實に唯農あるを知てその他を解せざるの言である。更に古者采椽不斲、茅屋不翦、衣布褐、飯土硯、鑄金爲鉏、挺植爲器、工不造奇巧、世不實不可衣食之物、各安其居、樂其俗、甘其食、便其器、是以遠方之物不交、而昆山之玉不至、今世俗壞而競於淫靡、女極纖微、工極技巧、雕素樸而尙珍怪、鑽山石而求金銀、沒深淵求珠璣、設機陷求犀象、張網羅求翡翠、求鬻貂之物、以眩中國、徒功、貨致之東海、交萬里之財、曠日費功、無益於用、是以褐衣匹婦勞罷力、屈而衣食不足也、故王者禁溢利、節漏費、溢利禁則反本、漏費節則民用給、是以生無乏資、死無轉尸也、と云ふに至ては唯一言是れ通商貿易を以て有無相通じ以て民人の福祉を増進することを欲せざる鎖國的保守的性癖を最も能く發露せしものなりと評し去る可きである。隨て古者市朝而無刀幣、各以其所有易、無抱布買絲而已、後世即有龜貝金錢刀布之幣、交施之也、幣數變而民滋々僞とて貨幣を蛇蝎視し物々貿易の時代に謳歌して居るのである。

古今の比較の序でに賢良の擧げた詳細の比較談のうちより一二節を抄出して當時の社會的進歩即ち經濟的發展の一斑を示して見やう。その序言に宮室輿馬

衣服器械、喪祭食飲、聲色玩好は人情の已む能はざる所なり、故に聖人之が制度を爲りて以つて之を坊げり、問る士大夫權利を務め、禮義を怠るが故に百姓倣倣して頗ぶる制度を踰ゆとあり、扱衣服の變遷は如何かと云ふに、古は庶人は蓋老にして後ち絲を衣たり、その餘は則ち麻、泉のみなりしが、故に命じて布衣と云へり、その後に及では則ち裏を絲にして表を^{カラムシ}糸にして直領にして褱なく袍合して縁せざりき、夫れ羅紉文繡は人君后妃の服なり、繭紉練は婚姻の嘉飾なり、是れを以て文繪薄織市に粥らざりき、今や富者は縹繡羅紉し中者は素綿錦冰し常民にして后妃の服を被り、製人にして婚姻の飾に居る、夫れ紉素の賈は練に倍し練の用は紉に倍すとある。食物の變遷は如何かと云ふに、古は庶人は糲食藜藿し郷飲酒か臘臘祭祀に非れば酒肉なかりき、故に諸侯故無き時は牛羊を殺さず、大大士故無き時は犬豕を殺さざりき。今や閭巷縣伯阡陌にありて屠沽故無うして烹殺し野外に粟を負ふて往き肉を挈けて相聚る、夫れ一豕の肉は中年の收にて十五斗の粟を得、丁男半月の食に當るとある。住宅の變遷は如何かと云ふに、古は杜構の寢牀、膝の案なく、其後世に及んでも庶人は即ち采木の杠と葉華の構とを用ゐ、士は斤成せず、大夫は葦莞

10

するのみなりしに今や富者は幃幄を繡繡し塗屏錯跡し中なる者は錦綉高張采畫丹漆すとある。又男女の關係に就ては古は夫婦の好一男一女にして家室の道を成したり後に及んで士は一妾大夫は二諸侯は姪姉九女あるのみなりしに今は諸侯は百數卿大夫は十數中なる者は侍御富める者は室に盈つ是を以て女は或は曠怨して時を失ひ男は或は死に放るまで匹無しとあり又官吏の風紀に就ては古は人君事を敬して下を愛し民を使ふに時を以てす天子は天下を以て家と爲し臣妾各々其時を以て公職を共にす今や縣官多く奴婢を蓄ひ座して衣食を稟り私に産業を作し姦利を爲す力作盡きず縣官實を失ふ百姓或は斗筲の儲無く官奴百金を累ね黎氏昏農事を繹てす奴婢垂拱して遨遊すとある。蓋し一杯捲用百人之力一屏風就萬人之功其爲害亦多矣と云ふのは賢良の慨嘆の已む能はざる處であつた。

當時鐵は主に農具の原料として用ゐられたと見え桑弘羊は今縣官鑄農器使民務本不營於末とて主義として官營を辯護してゐるが賢良は之に對して農天下之大業也錢器民之大用也器用便利則用力少而得作多農夫樂事勸功用不具則田疇荒穀不殖用力鮮功自半器便與不便其功相什而倍也縣官鼓鑄鐵器大抵多爲大器務應員

程不給民用民用鈍弊割草不痛是以農夫作劇得獲者少百姓苦之矣と應へてゐる官業の徒に形式の末にのみ趨て實用の本を忘るゝの傾あるは古今同一徹である。桑弘羊の卒徒工匠以縣官日作公事財用饒器用備家人合會褊於日而勤於用鐵力不銷鍊堅柔不和故有司請總鹽鐵一其用平其買以便百姓公私雖虞夏之爲治不易於此と主張するや賢良は之に應へて官業を行はざりし以前は家人相一にして父子力を戮せて各々務めて善器を作り民は相與に市買して各々欲する所を得しに今や縣官鐵器を作るに至りて苦惡多く其原を總べ其價を一にし器に堅礮なるもの多く善惡擇ふ所なし鹽鐵價貴ふして百姓便ならず貧民は或は木耕手耨し土糲啖食す鐵官は賣器の售れざるより或は頗ぶる民に賦すとて官業の缺點を數へ古者千室之邑百乘之家陶冶工商四民之求足以相更故農民不離畦畝而足乎田器工人不斬伐而足乎陶冶不耕田而足乎粟米百姓各得其便而上無事焉是以王者務本不作末去炫耀除雕琢湛民以禮示民以樸是以百姓務本不營於末と斷言してゐる。文學も亦鐵器者農夫之死生也……縣官籠而一之則鐵器失其宜而農民失其便器用不便則農夫罷於野而草萊不辟草萊不辟則民困乏と唱へてその主意は勿論之を盡してゐるが

稍や説いて未だ詳ならざるの嫌がある。

官營のうち最も不都合なるは均輸である。桑弘羊は往者郡國諸侯、各以其物貢輸、往來煩雜、物多苦惡、不償其費、故郡置輸官、以相給運、而便遠方之貢、故曰均輸。開委府于京、以籠貨物、賤即買、貴即賣、是以縣官不失實、商賈無所牟利、故曰平準。則民不失職、均輸則齊勞逸、故平準均輸、所以平萬物、而便百姓、非開利孔、爲民罪梯者也。と辯じてゐるが、文學は之に對して古者之賦稅於民也、因其所工、不求所拙、農人納其獲、女紅効其功、今釋其所有、責其所無、百姓賤賣貨物、以便上求、問者郡國或令民作布絮、吏留難與之爲市、吏之所入、非獨齊陶之繅、蜀漢之布也、亦民間之所爲耳、而行姦賣手、農民重苦、女紅再稅、未見輸之均也、縣官猥發闔門擅市、則萬物並收、萬物並收、則物騰躍、騰躍則商賈侷利、侷利自市、則吏容姦豪、而富商積貨儲物、以待其急、輕賈姦吏、收賤以取貴、未見準之平也、蓋古之均輸、所以齊勞逸、而便貢輸、非以爲利、而賈萬物也、と論駁してゐる。張之象の註には文學賢良の反對ありしが爲、鹽鐵は之を廢せなんだが酒權均輸は之を罷めたとある。均輸を罷めたと云ふのは判然せぬがその反對論の有力なりし事は争はれぬ。但し確かに廢止した酒權反對の詳論を鹽鐵論のうちに見受けぬのは遺憾である。

四

以上が文學賢良の唱へた非官營論の要點であつて事實の上に於て官營の缺點を指摘したのが即ちその取る可き點である。孟子は覇者之民、驩虞如也、王者之民、皞々如也、殺之而不怨、利之而不庸、民日遷善、而不知爲之者、夫君子所過者、化、所存者、神、上下與天地同流、豈曰小補之哉と云ふて王道を推稱したが、非官營論の根柢に横はれる根本思想はこの王道にあるのであるから、隨て個人主義民主主義自由主義の發達した今日の非官營論と比較することは出來ぬ。ウイルヘルム、フオン、フムボルトは臣民の幸福を以て國家の目的なりとなせるは元來專制政治の發明せる眞理である、と云ふた實にその通りであつて漢代の文學賢良に個人主義の思想を期待するのは抑も無理な註文である。文學賢良の議論に於て最も多く缺陷の認む可きものあるはその徒に古を以て今を律せんとするが爲であつて桑弘羊の父没する時は子父の道を改めず、今鹽鐵均輸所從來久矣、而欲罷之、得無害先帝之功、而妨聖主之德乎、有司倚於忠孝之路、と辯ずるや文學は明者因時而變、知者隨世而制、と答へたが、その時世の進歩を解せざるものあるより車丞相は文學は死せる渣滓の語を守

るものであると云ひ、世人有言鄙儒不如都士、文學皆出山東、希涉大論、子大夫論京師之日久、顧分明政治、識之事故、と嘲つたのである。桑弘羊が古者經井田、制廩里、丈夫治其田疇、女子治其麻枲、無曠地、無游人、故非工商不得食於利末、非良農不得食於收穫、非執政不得食於官爵、今儒者釋耒耜而學不驗之語、曠日彌久、而無益於理、往來浮游、不耕而食、不蠶而衣、巧爲良民、以奪農妨政、此當世之所患也、と論じたのは、聊か政府が社會主義者を嫌惡せるとその情を等うしてゐるが、併し專政々府當局者の言としては、無理のないところである。御史が夫衣小缺襟裂、可以補而必待全匹而易之、政小缺法令、可以坊而必待雅頌乃治之、是猶舍鄰之醫而求愈、既而後治病、廢汙池之水、待江海而後救火也、と云ひて、法律を以て治國の要道としたのは、實際政治家の言として申分のなきところである。

但し文學賢良の議論のうち最も拙劣なるは排商工論で、之に對する桑弘羊の所説に就ては是非共一言せねばならぬ、即ち管子云、國有沃野之饒、而民不足於食者、器械不備也、有山海之貨、而民不足於財者、商工不備也、隴蜀之丹漆、旄羽、荆揚之皮革、骨象、江南之梅梓、竹箭、燕齊之魚鹽、旃裘、兗豫之漆絲、絺紵、養生送死之具也、待商而通、待工而

成、故聖人作爲舟楫、以通川谷、服牛駕馬、以達陸道、遠窮深、所以交庶物、而便百姓、とて内地通商の利益を説き、汝漢之金、織微之貢、所以誘外國、而釣羗胡之寶也、夫中國一端之纒、得匈奴累金之物、而損敵國之用、是以羸驢駝、銜尾入塞、驪騾馬、盡爲我畜、驛駟狐貉、采旃文罽、充於內府、而璧玉珊瑚、瑠璃咸爲國之寶、是則外國之物、內流而利不外泄也、異物內流、則國用饒、利不外泄、則民用給矣、とて外國貿易の利益を擧げ、宛周齊魯商徧天下、故乃賈之富、或累萬金、追利乘羨之所致也、富國何必用本農、足民何必井田也、と斷じて居る、燕之琢薊、趙之邯鄲、魏之溫軹、韓之滎陽、齊之臨淄、楚之宛丘、鄭之陽翟、二周之三川、富冠海內、皆爲天下名都、非有助之耕、其野而田、其地者也、居五諸侯之衢、跨街衝之路也、故物豐者、民衍、宅近市者、家富、富在術數、不在勞身、利在勢居、不在力耕也、と云ふものは商業の致富の要訣たるを説明するものである。一體當時の經濟社會は夙に貨幣經濟の域に向つて一步を進めて居つたので、桑弘羊の言に據るに、夏后以玄貝、周人以紫石、後世或金錢、刀布、物極而衰、終始之運也、とあるが、周には泉府の官あつて、景王(西紀前五四四年—五二〇年)の時には大錢を鑄たと云ふ。然るに桑弘羊は、なほ文帝(西紀前一七九年—一五七年)之時、縱民得鑄錢、冶鐵、煮鹽、吳王壇鄣、海澤、鄧

通專西山、山東奸猾咸聚吳國、奏雍漢蜀、因鄧氏、吳鄧錢布天下、故有鑄錢之禁、禁禦之法、立而奸僞息と云ふてゐる。吳王とは前にも製鹽業で富強を致したと云ふた豫で文帝五年西紀前一七五年の盜鑄令廢止法が出た爲天下亡命の者を招致して豫章郡（今の浙江湖州府安吉州）の銅山を採掘して錢を鑄たのである。鄧通は蜀郡南安の人で蜀の嚴道の銅山今の四川雅州府榮經縣を文帝から賜はつて豪富となつた。而してその弊に堪へなんだが爲武帝の文封四年には縣官をして新錢を鑄させて盜鑄者を死罪に處するととし、且同時に禁苑の白鹿の皮を以て皮幣を造らしめた、これは一種の不換紙幣であつて、北歐に中古の末まで行はれた皮幣とは聊かその發展史上の地位を異にし、元代鈔幣の元始的制度和認む可きである。御批通鑑輯覽には皮幣卽後世交會交鈔之所由昉と評してある。兎に角漢の武帝の當時の經濟程度は既に土地のみを以て唯一の生産の根底となした農業時代を脱却したのに、文學賢良がその事情を解することの出來なんだのは要するに徒に上代の黄金時代に憧憬して居つた儒教者流の無識短見と云ふ可きである。最後に鹽鐵論の翻刻本は伊東東涯が徳山侯棲息堂毛利元次の囑託を受けて點校

けて點校したものである。寶永四年（西紀一七〇七年）附の侯の序文に夫鹽鐵之利、所以體百姓之急、而此書亦詳述所以極百姓之急之術とある、余輩には侯の眞意は鹽鐵官營の利なるを是認するに在るが如く解せられてならぬのである。鐵器兵刃天下之大用也、非衆庶所宜事也、往者豪強大家、得管山海之利、採鐵石鼓鑄、煮鹽、一家聚衆、或至千餘人、天抵盡收放流人民也、遠去鄉里、棄墳墓、依倚大家、聚深山窮澤之中、成姦僞之業、遂朋黨之權、其輕爲亦非大矣と云ふが如き議論は最も君侯を動かし易い道理を含むものである。海陸軍の兵器は勿論政府の手でもつて鑄造され更に一步を進めて製鐵所を設け鹽專賣を行ひ、交通の大機關たる鐵道の官有實行さても今日の日本を見たら桑弘羊は東海亦我を知るものありとて大に喜ぶとであらう。而して桑弘羊をして鹽鐵酒權均輸を實行せしめたは北方匈奴に備ふるが爲め軍備の不足を生じ之が缺乏を補はんとせるより起れる財政上の必要で、漢代に官營の起つた原因は今日の日本と大差なしと云ふ可きである。